

第 90 号

訴えの提起について

令和6年度新規県営工業団地整備事業に係る抵当権抹消登記請求について、次のように訴えを提起する。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 木村 敬

被告 個人（1人）

2 事件名 抵当権抹消登記請求事件

3 事件の内容

被告は、本県が取得した新規県営工業団地用地で抵当権登記がある2筆の土地の抵当権者の法定相続人の1人である。被告に対して、民法（明治29年法律第89号）第145条及び第166条の規定に基づき、被担保債権の消滅時効を援用し、当該抵当権の抹消登記手続を請求するものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告は、抵当権抹消登記手続をせよ。

(2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

との判決を求める。

5 訴えの遂行の方針

(1) 司法書士を訴訟代理人と定める。

(2) 第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

(提案理由)

令和6年度新規県営工業団地整備事業に係る抵当権抹消登記請求について、訴えを提起する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。